

説 明 資 料

〔成長志向の法人税改革の振り返り・EBPMの推進〕

令和 6 年 6 月 4 日（火）

財 務 省

第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

Ⅲ. 経済社会の構造変化

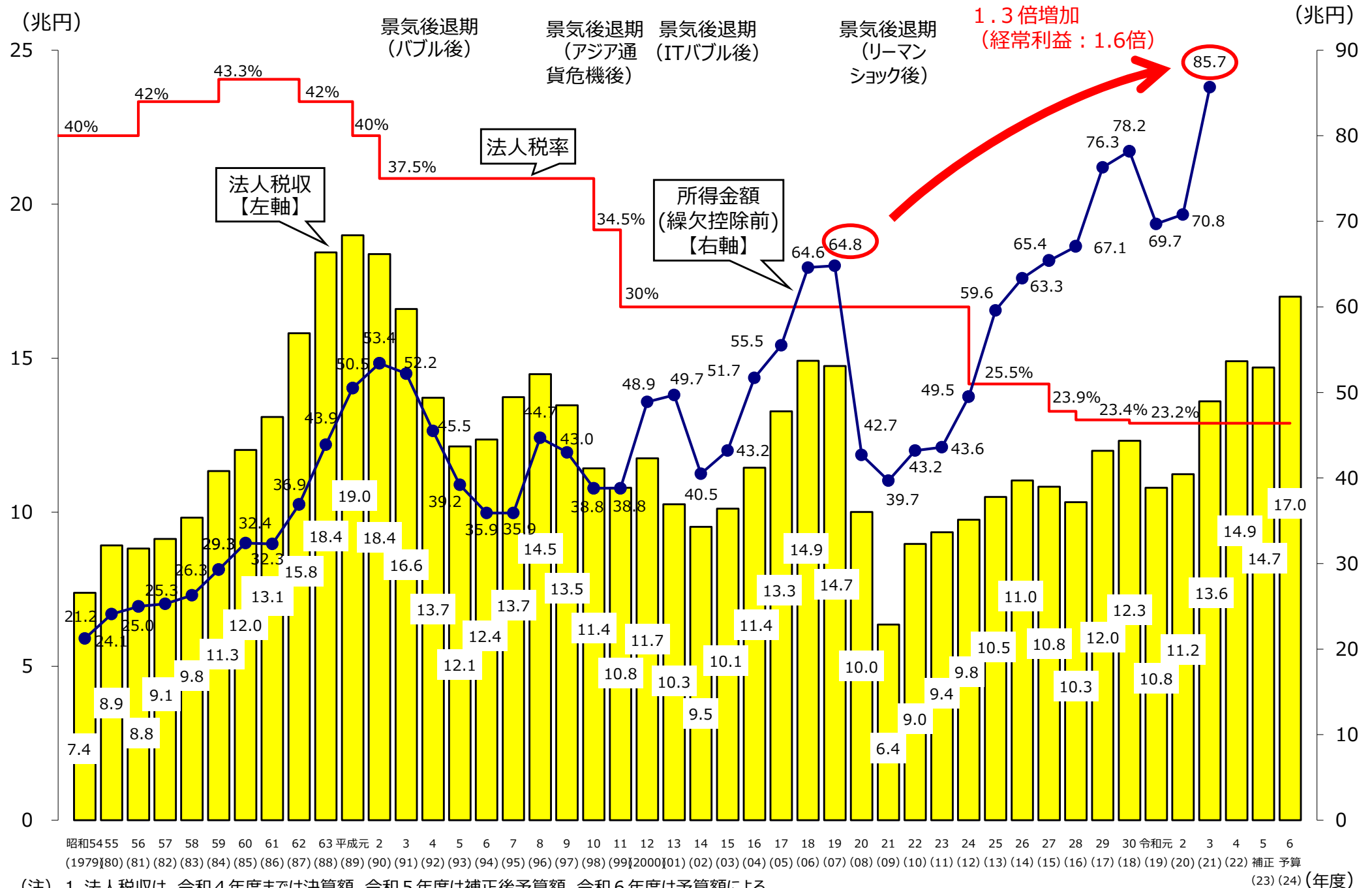
10. 経済社会の構造変化への対応

（経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築）

法人課税については、企業活動が我が国経済において大きな比重を占める中で、個人所得課税、消費課税とともに基幹税として、政府の安定的な財源としての役割を果たすことが求められています。これまで「成長志向の法人税改革」等、社会情勢にあわせた対応を行ってきましたが、期待された成果につながるものであったのか、今後、客観的・実証的な検証が求められます。なお、法人実効税率の国際的な引下げ競争は、世界的な最低税率導入の合意を受けて、一定の歯止めがかかったものとなっています。また、公平・中立といった租税原則の例外である租税特別措置等については、その必要性・有効性について、E B P Mの観点も踏まえた不断の効果検証を行い、真に必要なものに限定する必要があります。

成長志向の法人税改革 の振り返りについて

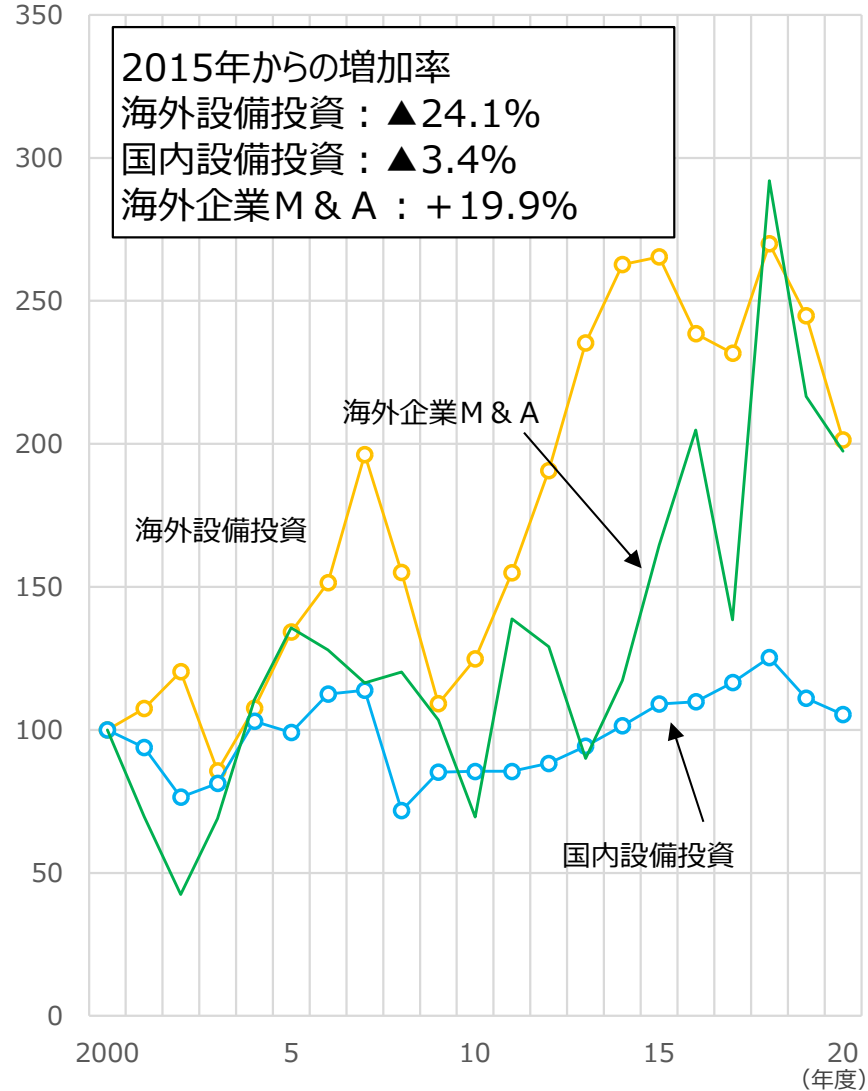
法人税収の推移



海外・国内別にみた投資の動向及び平均賃金の国際比較

(2000年=100)

全産業



(注1) 経済産業省「海外事業活動基本調査」、
財務省「法人企業統計年報」、Bloombergにより作成。

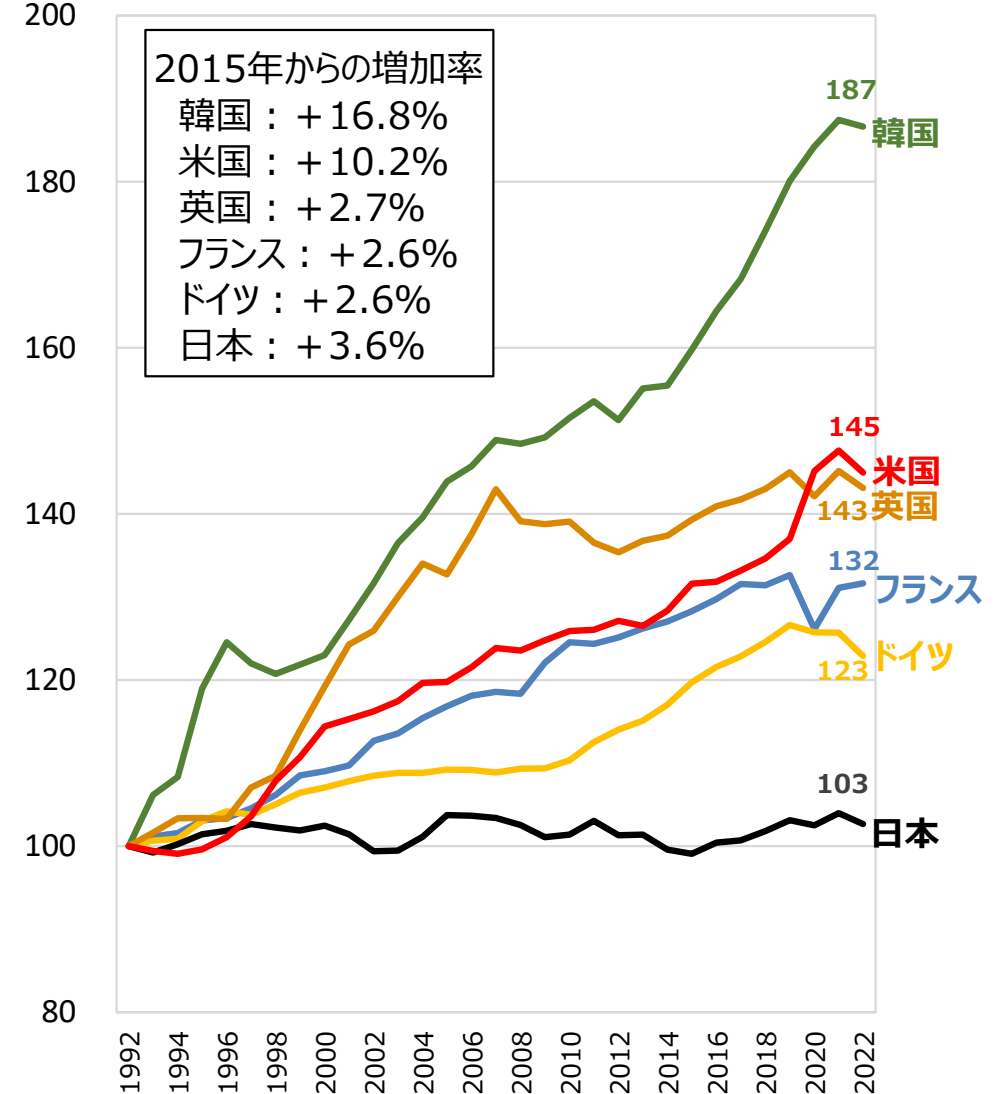
(注2) 国内設備投資
= 土地を除く有形固定資産の増減額+減価償却費+特別減価償却費

(注3) M & Aは日本企業による外国企業の買収が対象。

(出所) 内閣府「令和4年度 年次経済財政報告」

(1992年=100)

平均賃金

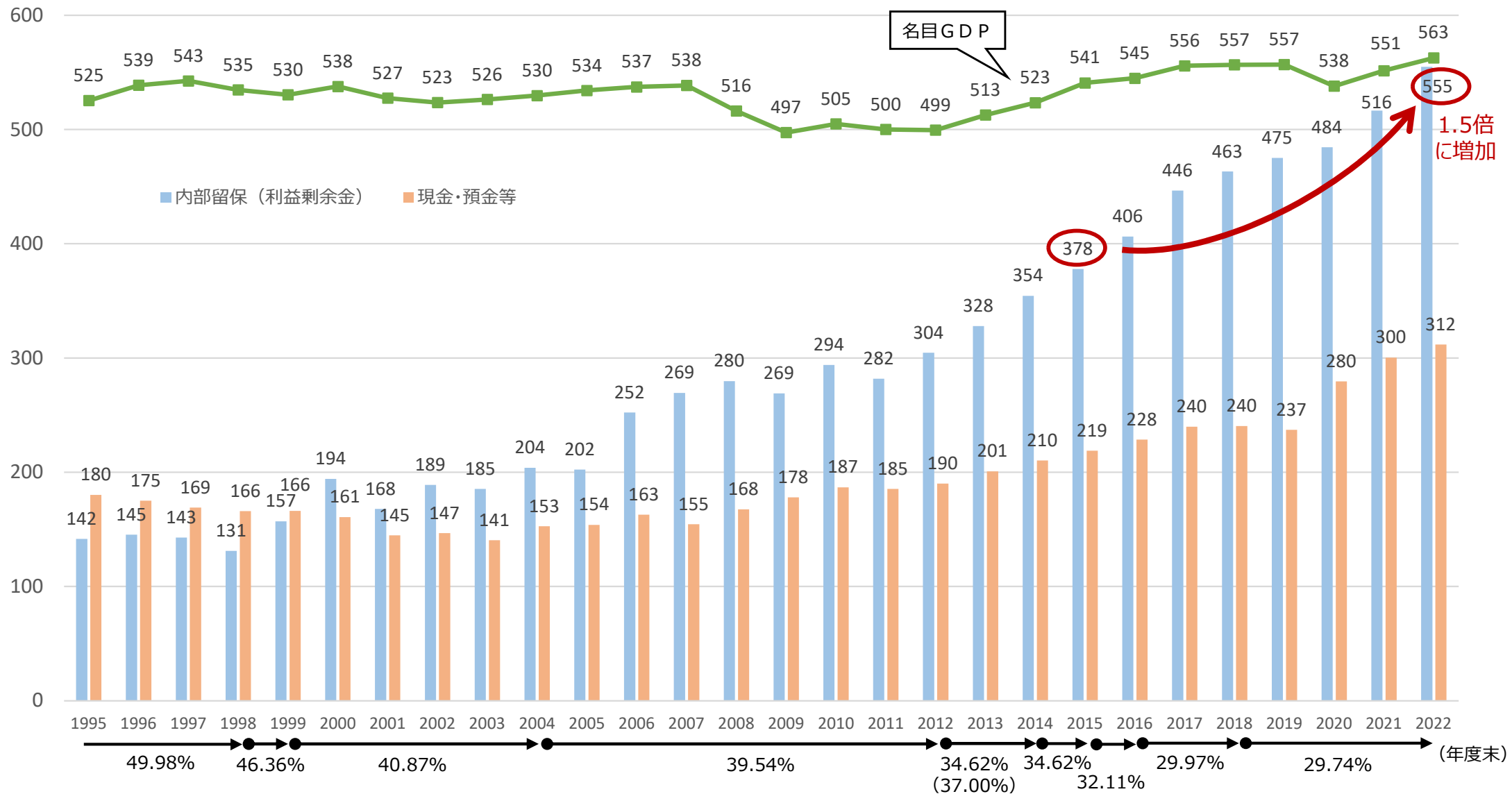


(注) 購買力平価実績ベース。

(出所) OECD database

利益剰余金及び現金・預金等の推移

(兆円)



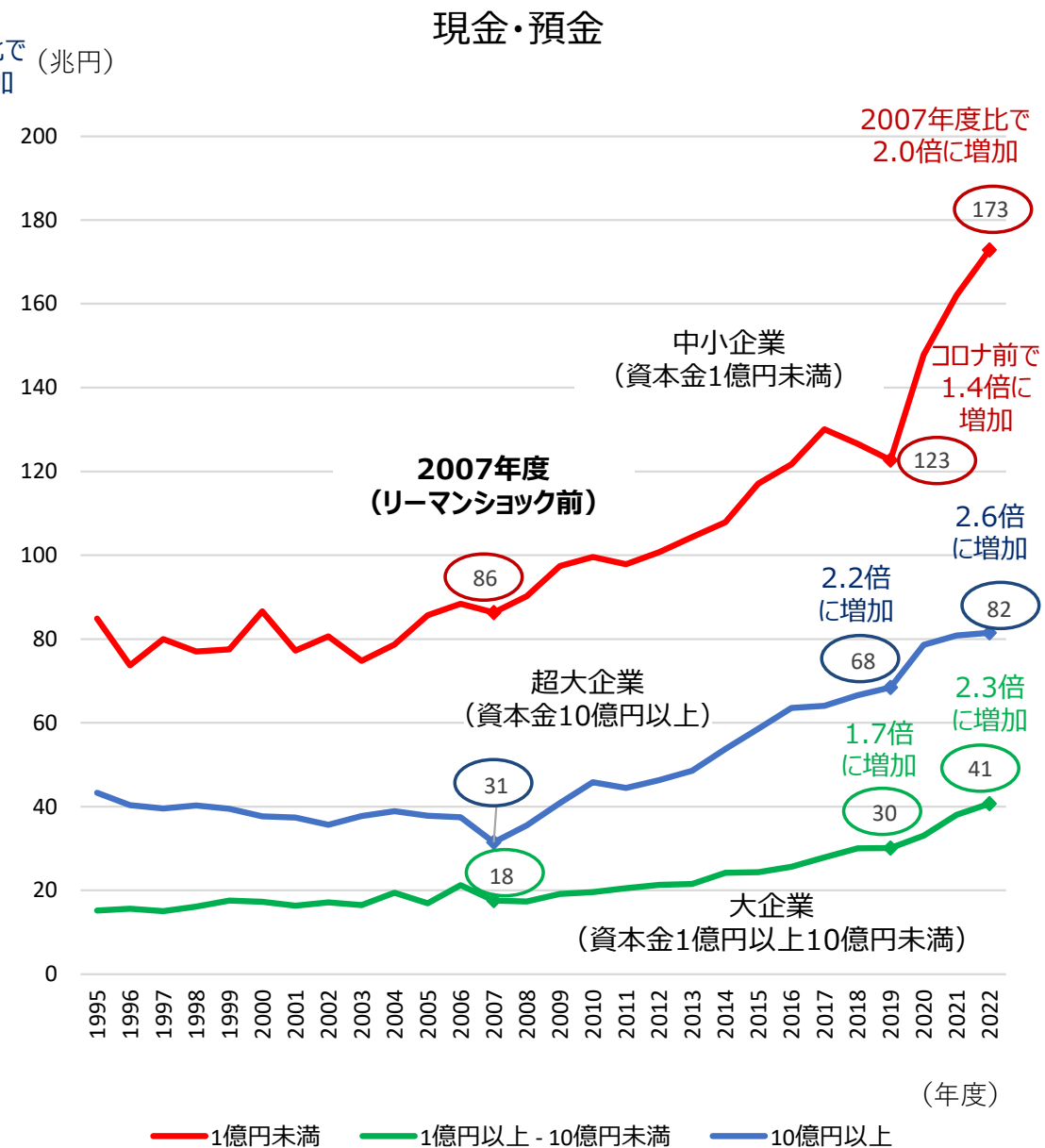
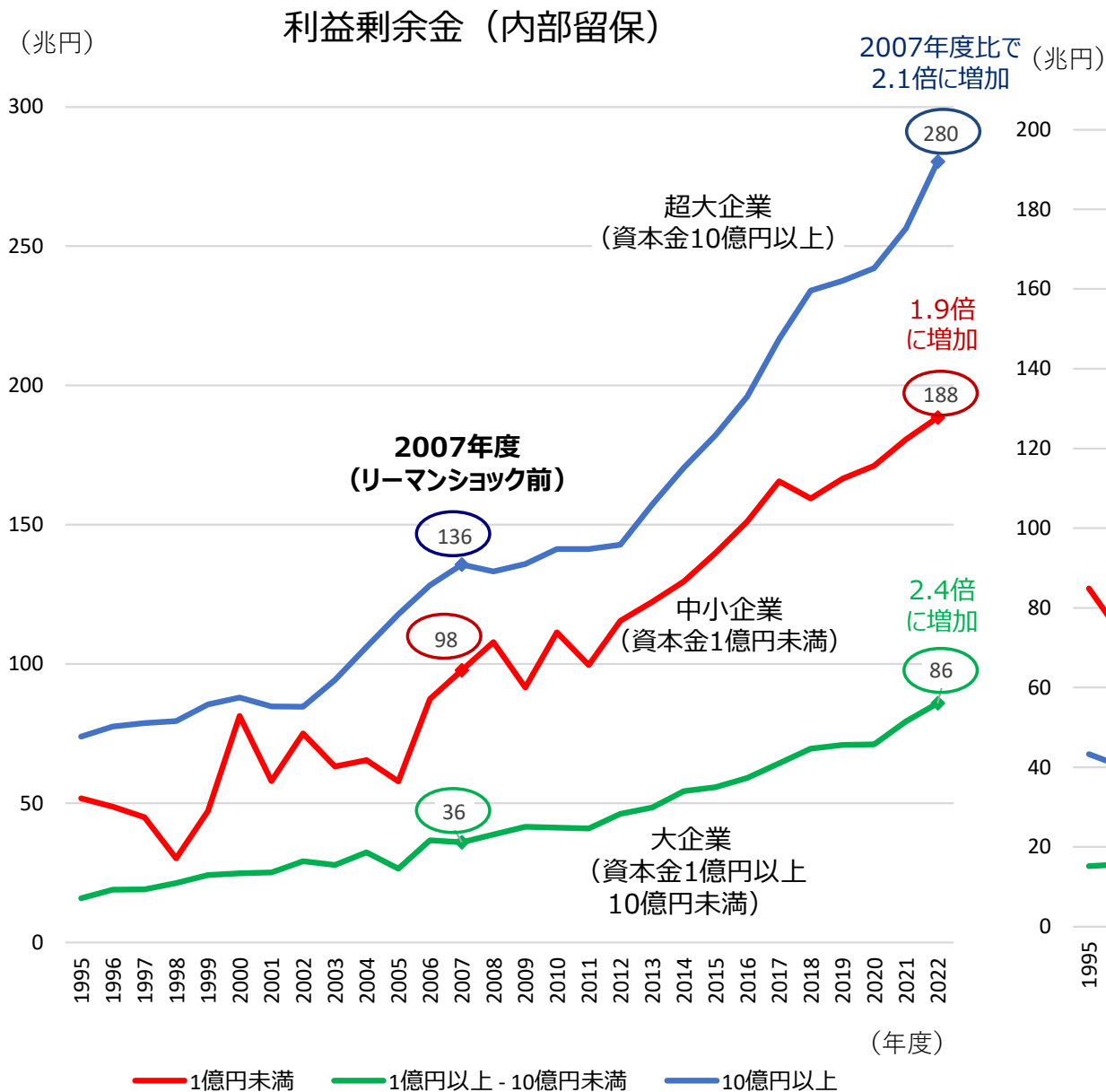
※普通法人の各事業年度の所得に対する実効税率

※（ ）書は復興特別法人税を含む

(出所) 財務省「法人企業統計」、内閣府「国民経済計算（GDP統計）」

(注) 全規模・全産業（金融・保険業除く）の数値。「現金・預金等」は現金・預金と有価証券（流動資産）の合計。

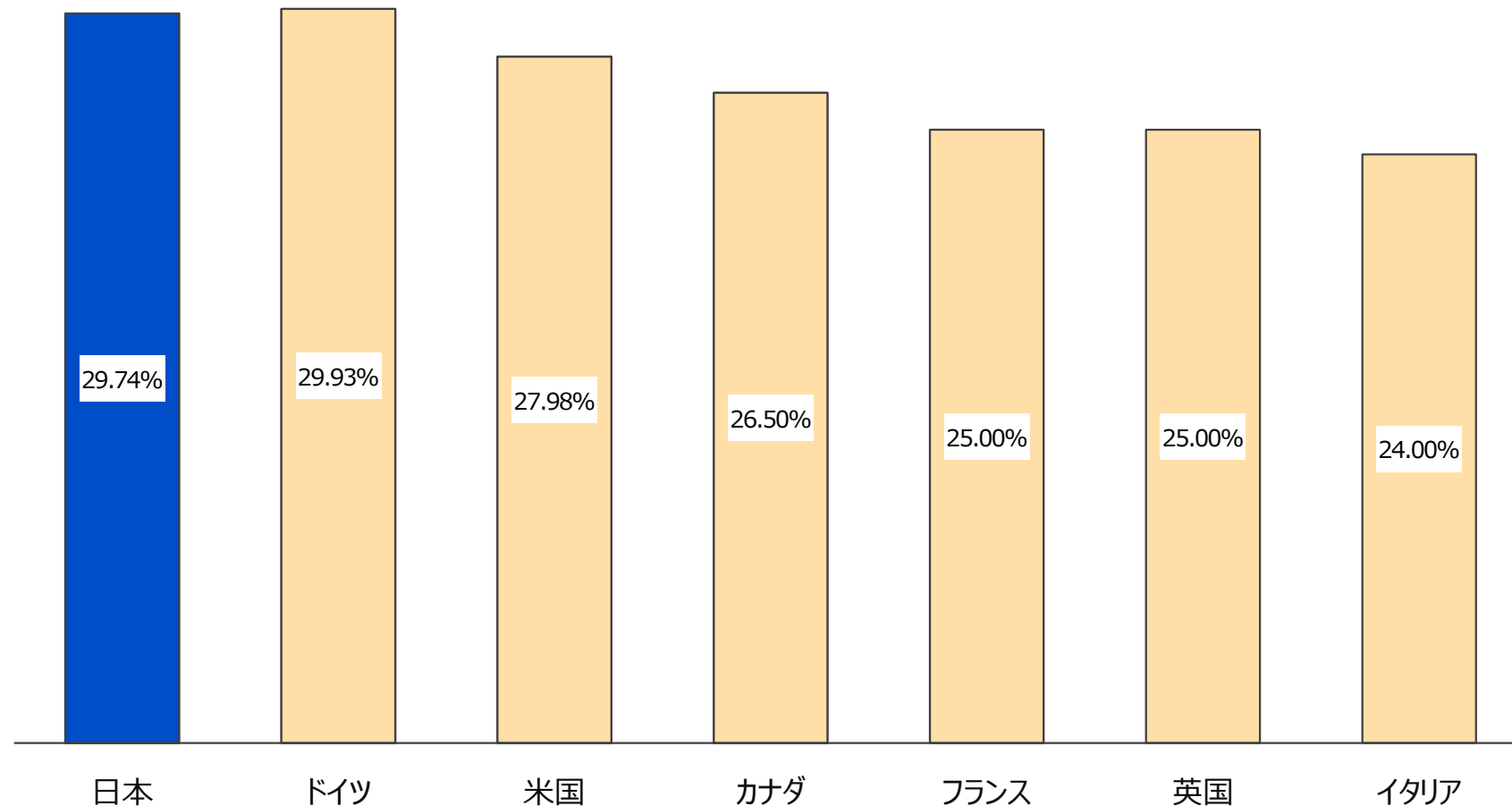
資本金規模別の利益剰余金と現預金の推移



(出所) 財務省「法人企業統計調査」(年次別)

諸外国における法人実効税率の比較

(2024年1月現在)



(注1) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、ドイツは全国平均、米国はカリフォルニア州、カナダはオンタリオ州。

なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(注2) 日本においては、2015年度・2016年度において、成長志向の法人税改革を実施し、税率を段階的に引き下げ、34.62% (2014年度(改革前)) → 32.11% (2015年度)、29.97% (2016・2017年度) → 29.74% (2018年度～) となっている。

(注3) 英国については、最高税率(拡張利益(※) 25万ポンド(4,650万円) 超の企業に適用) を記載。拡張利益25万ポンド以下では計算式に基づき税率が逡減し、5万ポンド(930万円) 以下は19%。

※拡張利益とは、課税対象となる利益に加えて他の会社(子会社等を除く) から受け取った適格な配当を含む額のことを指す。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=186円(裁定外国為替相場：令和6年(2024年)1月中適用)。

(出典) 各国政府資料

2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

（4）税制措置の実効性を高める「メリハリ付け」

わが国の法人税率は、これまで約40年間にわたって段階的に引き下げられ、現在の法人税率は、最高時より20%ポイント程度低い23.2%（実効税率ベースでは29.74%）となっている。こうした中で、わが国の法人税収は、足下の企業収益の伸びに比して緩やかな伸びとなっており、法人税の税収力が低下している状況にある。

平成28年度税制改正では、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減し、前向きな投資や継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す観点から、法人税率20%台の実現を目指し、平成27年度から平成30年度にかけて実効税率ベースで4.88%の税率引下げが行われることとなった。これにより、企業経営者がマインドを変え、内部留保を活用して投資拡大や賃上げに取り組むことが期待された。

しかしながら、わが国においては、長引くデフレの中での「コストカット型経済」の下で、賃金や国内投資は低迷してきた。賃金水準は実質的に見て30年間横ばいと他の先進国と比して低迷し、国内設備投資も海外設備投資と比して大きく伸び悩んできた。その結果、労働の価値、モノの価値、企業の価値で見ても、いわゆる「安いニッポン」が指摘されるような事態に陥っている。その一方で、大企業を中心に企業収益が高水準にあったことや、中小企業においても守りの経営が定着していたことなどを背景に、足下、企業の内部留保は555兆円と名目GDPに匹敵する水準まで増加しており、企業が抱える現預金等も300兆円を超える水準に達している。

こうした状況に鑑みれば、令和 4 年度税制改正大綱において指摘した通り、近年の累次の法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。わが国が、「コストカット型経済」から転換しデフレを完全に脱却するには、企業が収益を現預金等として保有し続けるのではなく、賃金の引上げや前向きな投資、人への投資に積極的に振り向けるなど、供給サイドの構造改革を進め、企業のチャレンジと改革を大胆に後押ししていく必要がある。（中略）

OECD／G20「BEPS 包摂的枠組み」においてまとめられた「第2の柱」の取組みが進み、世界の法人税の引下げに係る、いわゆる「底辺への競争」（Race to the bottom）に一定の歯止めがかかるようになった中、賃上げや投資に消極的な企業に大胆な改革を促し、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要である。

令和4年度 租税特別措置の適用実態調査報告書（令和6年通常国会提出）のポイント

対象措置数：81措置（令和3年度81措置）、適用法人数：146.2万法人（令和3年度142.4万法人）

措置の種類 (措置数)	適用件数 (前年度比)	適用額 (前年度比)	(参考) 増減要因となる 主な措置	適用額 (前年度比)	減収額試算	制度改正の状況
法人税率の特例 (2措置)	106.8万件 (+3.3万件)	4兆4,357億円 (+1,420億円)	中小法人等の軽減税率	4兆4,020億円 (+1,487億円)	1,761億円	—
税額控除 (17措置)	27.1万件 (+8.3万件)	1兆3,289億円 (+3,852億円)	賃上げ促進税制 (人材確保等促進税制等を含む)	5,150億円 (+2,720億円)	5,150億円	令和3年度改正：改組・縮減 令和4年度改正：改組・拡充
			研究開発税制	7,636億円 (+1,109億円)	7,636億円	令和3年度改正：縮減・拡充 令和4年度改正：縮減
			D X・C N投資促進税制 (一部)	78億円 (+74億円)	78億円	令和3年度改正：創設 令和4年度改正：縮減
			中小企業経営強化税制 (一部)	120億円 (+5億円)	120億円	令和3年度改正：縮減・拡充
			中小企業投資促進税制 (一部)	189億円 (+4億円)	189億円	令和3年度改正：縮減・拡充
特別償却 (27措置)	3.9万件 (▲0.4万件)	8,369億円 (+70億円)	中小企業経営強化税制 (一部)	5,005億円 (+120億円)	772億円	令和3年度改正：縮減・拡充
			特定船舶の特別償却	755億円 (+102億円)	44億円	令和3年度改正：縮減
			D X・C N投資促進税制 (一部)	12億円 (+12億円)	3億円	令和3年度改正：創設 令和4年度改正：縮減
			中小企業投資促進税制 (一部)	1,814億円 (▲120億円)	274億円	令和3年度改正：縮減・拡充
準備金 (11措置)	0.4万件 (+0.02件)	6,575億円 (+1,069億円)	保険会社等の異常危険準備金	2,541億円 (+462億円)	521億円	令和4年度改正：縮減・拡充

(注1) 対象措置数81措置は、上記の合計57措置に上記の種類に該当しない措置（土地税制等）35措置を加え、税額控除と特別償却の選択制の11措置を除いたもの。

(注2) 本報告書における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算した**全体の減収額は、2兆3,015億円程度**。

EBPMの推進について

第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

I. 租税の役割と基本的考え方

4. 租税制度の基本原則

（租税原則と租税特別措置等）

こうした租税原則の例外措置として、経済政策、社会政策その他の政策的理由に基づき、租税特別措置等が設けられています。

租税特別措置等は、基本的には「公平・中立・簡素」という租税原則に反しますが、特定の政策目的の実現を目指して、例外的に特定の者の税負担を軽減するものです。政策手段として税制を用いることが妥当なのか、本当に目的に適う効果的かつ効率的なものであるのか、目的が達成されれば、あるいは効果（アウトカム）が現れなければ、速やかに廃止されているかといった観点から不断の点検を行うことを制度の中に組み込む（ビルトインする）必要があります。その際、E B P M（Evidence-based Policy Making; 証拠に基づく政策立案）の考えに基づき、客観的なデータに基づく分析・検証が求められます。

法人税のEBPMに関する勉強会

趣旨等

- 政府全体としてE B P M（Evidence Based Policy Making）の取組を推進しており、法人税制についても、客観的なデータに基づき、その有効性等の検証を行う必要性が高まっているところ、今後の法人税におけるE B P Mの在り方（課題・手法等）について、高い識見を有する方々から御意見や御助言をいただくことを目的として、「法人税のE B P Mに関する勉強会」を開催。
- 位置づけは、主税局税制第三課長主催の勉強会。
- 勉強会は非公開とし、議事要旨等を公開。

委員（敬称略、五十音順）

伊芸 研吾	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授
片桐 満	法政大学経営学部准教授
國枝 繁樹	中央大学法学部教授
細野 薫	学習院大学経済学部教授
布袋 正樹	大東文化大学経済学部准教授
宮本 弘暁	東京都立大学経済経営学部教授
（オブザーバー）	
中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部教授
総務省行政評価局	

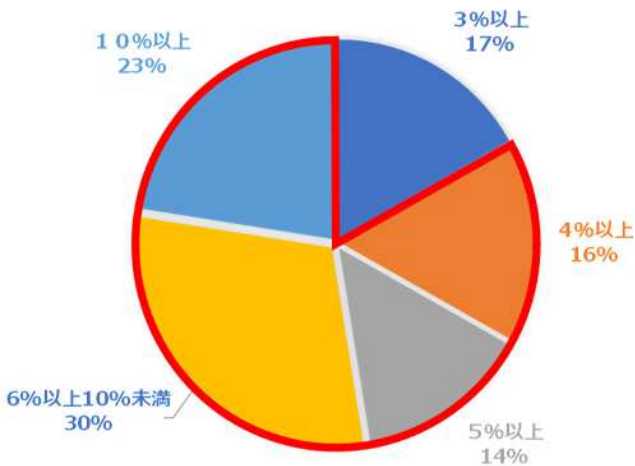
開催日程・予定

第一回	令和5年10月18日（水） ・開催趣旨、進め方 ・法人税に関するE B P Mの現状と課題
第二回	令和5年10月27日（金）
第三回	令和5年10月31日（火）
第四回	令和5年11月7日（火）
第五回	令和6年1月26日（金） ・法人税のEBPMにおける課題・手法の整理 （第二回～第五回共通）
第六回以降	調整中

- ・ E B P Mの観点から、法人税の電子申告データに基づき、適用企業の実態を把握。
- ・ 給与総額の増加による上乗せ特例の要件は、**大法人の8割以上、中小法人の9割以上が達成。**
- ・ 教育訓練費増加による上乗せ特例は、大法人で**3割弱**、中小法人で**1割弱**の適用に留まる。
- ・ 一方で、現行、**僅かな教育訓練費の増加でも上乗せ特例の適用が可能な状態。**

【令和4年度・大法人向け（資本金1億円超）】

継続雇用者の給与総額増加率別の企業数の割合（2,761社）

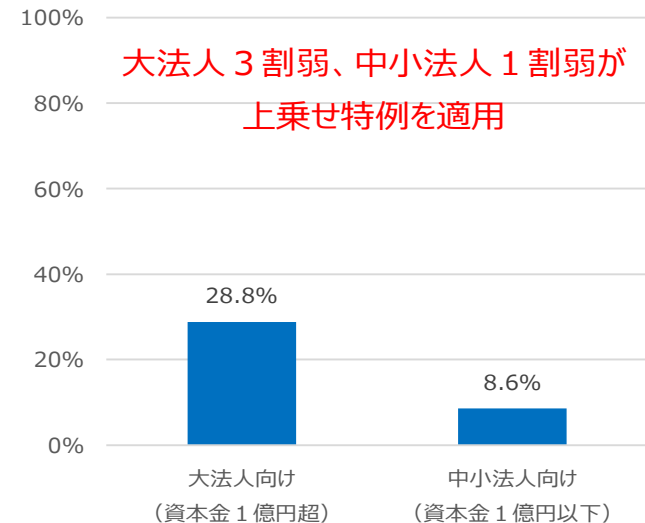


上乗せ要件以上の賃上げ
→ 計83.2%

(注) 資本金1億円超の法人のうち、大企業向け措置を適用している法人の内訳

継続雇用者の給与総額：
(基本要件)
対前年度増加率 **3%以上**
(上乗せ要件)
対前年度増加率 **4%以上**

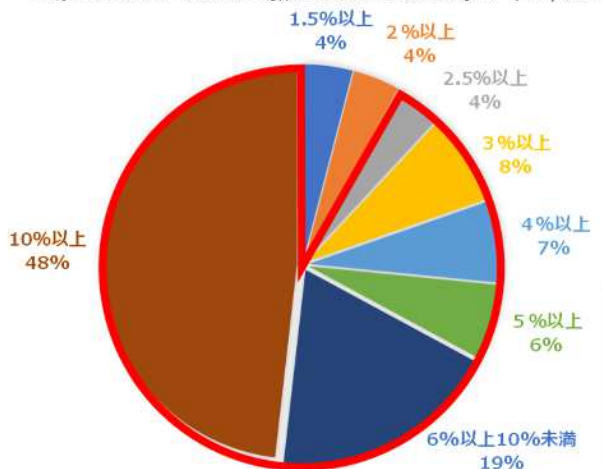
【令和4年度】教育訓練費の上乗せ特例適用企業の割合



大法人 3割弱、中小法人 1割弱が
上乗せ特例を適用

【令和4年度・中小法人向け（資本金1億円以下）】

全雇用者の給与総額増加率別の企業数の割合（41,301社）



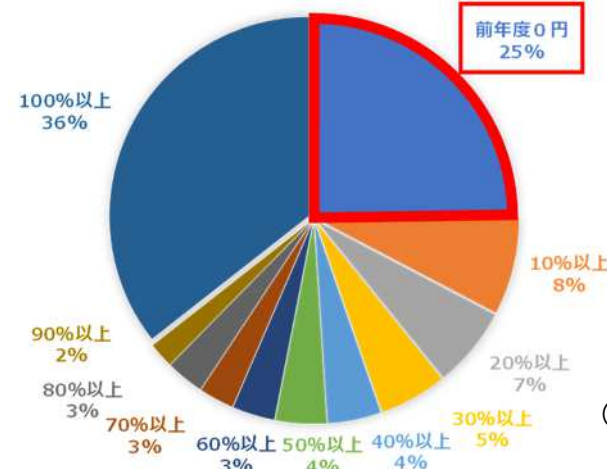
上乗せ要件以上の賃上げ
→ 計92.0%

(注) 資本金1億円以下の法人のうち、中小企業向け措置を適用している法人の内訳

全雇用者の給与総額：
(基本要件)
対前年度増加率 **1.5%以上**
(上乗せ要件)
対前年度増加率 **2.5%以上**

【令和4年度】教育訓練費増加率別の上乗せ特例適用企業数の割合

【中小法人向け】（3,539社）

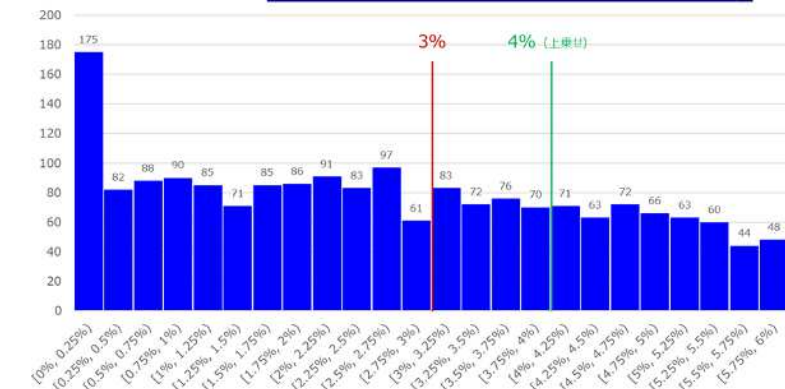


教育訓練費の上乗せ要件：
(大法人向け)
対前年度増加率 **20%以上**
(中小法人向け)
対前年度増加率 **10%以上**

(注) 中小法人向けは資本金1億円以下の法人のうち、中小企業向け措置を適用している法人

- 有識者の助言を得ながら、賃上げのインセンティブ効果を確認するために、給与総額の伸び率について法人数の分布（ヒストグラム）を作成。適用要件をぎりぎり満たすための給与総額の引上げ等を示唆する法人数の偏り（バンチング）が見られないかを確認。
- 法人企業統計（H30～R4）を用いたヒストグラムでは、**一部、適用要件を超える位置でのバンチング（≡企業行動の変化）の可能性**が見受けられた。
- 賃上げのインセンティブ効果確認のため、有識者の意見等を踏まえ、利用可能な統計データを用いた計量分析を試行。
- 先行研究等を参考に、一定の仮定を置き、法人企業統計の個社データを用いた分析を実施。賃上げ税制の適用要件を満たす企業について、労働分配率が増加する傾向が見られたが、**因果関係の特定には課題**。
- マクロデータを用いた賃金の決定要因の分析において、賃上げ税制の制度創設前後の期間で賃金上昇率に違いが見られるかを簡易に測定。統計的に有意な差は確認できなかった。

【令和4年度・大法人・黒字企業】



継続雇用者の給与総額：

（基本要件）

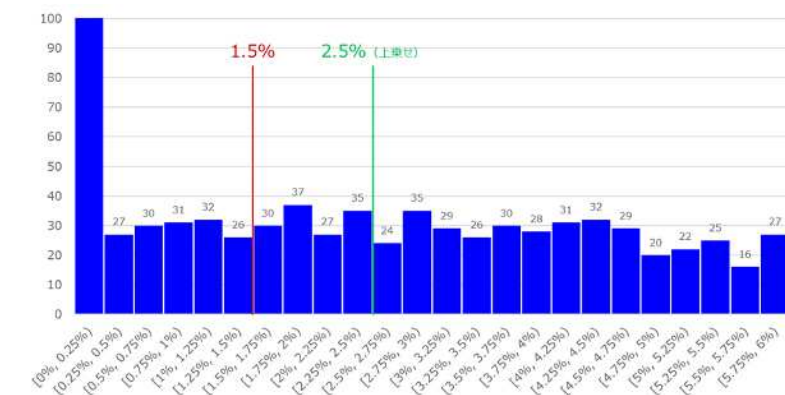
対前年度増加率 **3%以上**

（上乗せ要件）

対前年度増加率 **4%以上**

（注）法人企業統計上、取得可能な資本金1億円超の黒字法人（5,499法人）のデータのうち、従業員給与と賞与の対前年度増加率が0%～6%の法人のヒストグラム ※データの制約上、全従業員の給与と賞与総額の伸び率で代替。

【令和4年度・中小法人・黒字企業】



全雇用者の給与総額：

（基本要件）

対前年度増加率 **1.5%以上**

（上乗せ要件）

対前年度増加率 **2.5%以上**

（注）法人企業統計上、取得可能な資本金1億円以下の黒字法人（3,142法人）のデータのうち、従業員給与と賞与の対前年度増加率が0%～6%の法人のヒストグラム

（出所）財務省「法人企業統計調査（年報）」（金融・保険業を除く）を基に作成

マクロデータによる賃金の決定要因分析

景気循環のほか、労働市場の変化等の
構造的要因が大きく影響

$$\text{賃金上昇率} = \alpha + \beta_n \text{各説明変数}_n + \varepsilon$$

説明変数	係数	t値
賃上げ税制の措置期間	0.23	0.35
物価上昇率（1期前）	0.19**	2.25
失業率（ギャップ）	-0.71***	-3.44
失業率の変化	-0.33	-1.60
労働生産性成長率	0.51**	2.50
パートタイム比率	-0.00	-0.23
パートタイム変化	-0.73***	-5.86

（注1）サンプル期間は1995Q1-2023Q2。

（注2）*, **, ***はそれぞれ有意水準10%, 5%, 1%を示す。

（注3）賃上げ税制の措置期間はダミー変数による制度導入（2013年）前後の比較。

（注4）上記変数の加えて消費増税、世界金融危機、コロナ危機のダミー変数を用いている。

賃上げ促進税制の改正

6 改正

「大企業」(見直し後)

大企業 (見直し後)

物価高に負けない賃上げの牽引役であり、より高い賃上げへのインセンティブを強化するため、**3%の賃上げ率の要件は維持しつつ、段階的に7%までの、さらに高い賃上げ率の要件を創設。**

中堅企業

「中堅企業」の**新たな枠を創設し**、地域の良質な雇用を支える中堅企業にも、賃上げをしやすい環境を整備。

中小企業

賃上げ率の要件(1.5%、2.5%)及び控除率は**維持**。

賃上げの裾野を一層広げるため、**赤字の中小企業**にも賃上げインセンティブとなるよう、**繰越控除措置**を創設。

人への投資

教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の**要件を緩和**するとともに、**子育てとの両立支援**や**女性活躍支援**に積極的な企業への上乗せ措置を創設。

- ※ 控除上限：当期の法人税額の20%
- ※ 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。
- ※ 適用期限を3年延長

改正後

継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%
+3%	10%	+5%	+5%	20%
+4%	15%			25%
+5%	20%			30%
+7%	25%			35%

* プラチナくるみん or プラチナえるぼし

継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%
+3%	10%	+5%	+5%	20%
+4%	25%			35%

* プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上

全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%
+1.5%	15%	+10%	+5%	30%
+2.5%	30%			45%

* くるみん or えるぼし二段階目以上

中小企業の繰越控除新設：5年間
(繰越控除する年度は全雇用者給与総額対前年度増が要件)

改正前

賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	15%	+5%	20%
+4%	25%		30%
—	—		—
—	—		—

賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	15%	+5%	20%
+4%	25%		30%

賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
+1.5%	15%	+10%	25%
+2.5%	30%		40%

従前の
「大企業」
約2.1万社
(全体の0.7%)

中堅
企業

1割

従業員
2,000人

9割

資本金
1億円

中小企業
約284万社
(全体の99.3%)

※従業員数2,000人以下の従前の大企業のうち、当該企業が発行済株式数を50%超保有している企業と合わせて総従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業とする。

第一 令和 6 年度税制改正の基本的考え方

1. 構造的な賃上げの実現

（４）その他考慮すべき課題

租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、税制の「公平・中立・簡素」の基本原則に鑑み、真に必要なものに限定していくことが極めて重要である。このため、新たな租税特別措置の創設や拡充を行う場合は、財源を確保することに加え、いたずらに全体の項目数を増加させないことに配意すべきである。具体的には、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の適用実態を検証し、政策効果や必要性を見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行うこととする。また、存置するものについては、各措置の政策意義、効果、性質等に応じ適切な適用期限を設定することとする。

こうした取組みの実効性を高めるためには、政策効果の検証の質的向上が不可欠であり、税制改正要望を行う省庁のみならず、税制当局においても E B P M の徹底に不断に取り組んでいくことが重要である。

とりわけ、対象者に特定の行動変容を促す、いわゆる「インセンティブ措置」については、従来にも増して厳格にその効果を立証することが求められる。政策税制が単なる事後的なメリットとして存置されている事態を回避し、真にインセンティブ措置として機能することを目指す観点から、客観的なデータに基づく分析・検証が行われるべきである。令和 6 年度税制改正においては、これまでの賃上げ促進税制の政策効果について統計的・計量的な分析がなされ、それに基づく改正の議論が行われ、改正内容にも反映されたところであるが、今後もこの取組みをさらに発展させ、データの充実を含めた E B P M の取組みを着実に強化・進展させていく必要がある。税制調査会においては、その状況を毎年確認し、取組みを加速化させていくこととする。

參考資料

第2部 個別税目の現状と課題

令和5年6月
税制調査会

Ⅳ 法人課税

1. 法人税

(2) これまでの法人税改革

(法人税改革の取組み)

主要国の法人税率は、1980年代初めは50%程度であったところ、アメリカ・レーガン政権、イギリス・サッチャー政権などの法人税改革により、課税ベースの拡大とともに、断続的に引き下げられ、現在は20%台半ばから30%弱の水準になっています。

我が国の法人税の基本税率は、戦後のシャープ税制改革時に35%とされ、その時々々の経済・社会情勢を背景として累次の変更を経つつ、昭和59(1984)年度には43.3%となりました。その後、昭和62(1987)年・63(1988)年にかけての抜本的税制改革では所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系の構築、平成10年度税制改正は課税ベースの適正化と税率引下げによる法人税改革、平成11年度税制改正は厳しい経済状況の中での景気対策、平成23年度税制改正は企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善、平成27年度・28年度税制改正は企業の国際競争力強化と収益力改善といった、それぞれの目的の下で法人税率が段階的に引き下げられ、地方法人課税における外形標準課税の創設・拡大、それに伴う所得割の税率引下げ等とあわせて、国・地方を通じた法人実効税率は20%台にまで低下しました。

これらのうち、平成27年度・28年度税制改正で行った「成長志向の法人税改革」は、①我が国の立地競争力と我が国企業の国際競争力強化のための税率引下げと、②法人税の負担構造の改革、すなわち、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げ、法人課税を広く薄く負担を求める構造とすることにより、利益を上げている企業の再投資余力を増大させ、収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造への変革を目的として行われました。

また、こうした一連の改革は、総じて見れば、税率の引下げや課税ベースの拡大によって広く薄い課税を志向したものであると言えますが、この他、例えば、平成15年度税制改正では研究開発税制の抜本的拡充が行われたほか、平成25年度税制改正では所得拡大促進税制(現在の賃上げ促進税制)が創設される等、租税特別措置については見直しも行われつつ、その時々々の政策課題に応じた対応が行われてきました。(後略)

第 2 部 個別税目の現状と課題

Ⅳ 法人課税

1. 法人税

(2) これまでの法人税改革

(企業活動の状況)

他方、企業の活動状況を見ると、リーマン・ショック後、法人所得（企業収益）は継続的に改善し、令和 3（2021）年度には過去最高益を達成し、黒字企業割合も 10%程度改善しました。

個別の企業の中には、一定の配当を行いつつ、順調に設備投資や研究開発の総額を伸ばし売上増につなげ、従業員給与の着実な増加を実現している企業も存在します。

一方で、国内の企業活動を総じて見てみると、以下のような傾向が見られます。

- ・ 設備投資は、全体として増加しているものの、内訳を見ると、海外の設備投資が増加傾向である一方、国内設備投資は横ばいとなっています。拡大した対外直接投資（海外子会社等）による収益のうち、概ね 5 割程度が国内親会社に配当として還元されています。
- ・ 人的資本、無形資産への投資の規模は、主要国に見劣りする水準となっています。賃金水準は実質的に見て 30 年間横ばい状態で、伸び率は他の先進国に比して低迷しています。
- ・ こうした中、利益の増加や高水準の現預金保有を背景として、配当や上場企業による自社株買いといった株主還元が増加傾向にあります。

このような傾向の背景としては、日本企業がより市場に近い海外において生産を行うようになったことや、日本経済が長期にわたりデフレ下で低成長であったことが挙げられ、国内外の経済の構造変化に伴う日本企業の行動変容と考えられます。「成長志向の法人税改革」については、こうした世界的な構造変化の中において、国内における投資を活性化させるという点に関し、どのような効果を有したか、今後客観的・実証的な検証が求められます。

○ 制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保して、税率を引き下げる。

⇒ 国・地方の法人実効税率は、28年度において「20%台」を実現。

	26年度 (改革前)	27年度 (27年度改正)	28年度 (28年度改正)	30年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
大法人向け法人事業税所得割 * 地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

課税ベースの拡大等

○ 租税特別措置の見直し

《研究開発税制の見直し》

⇒ 27年度： 税額控除限度額の引下げ・繰越控除制度の廃止

《生産性向上設備投資促進税制の見直し》

⇒ 28年度： 期限どおり縮減、 29年度： 期限どおり廃止 ほか

○ 減価償却の見直し（改正前：建物は「定額法」のみ、他は「定額法」と「定率法」の選択制）

⇒ 建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化

○ 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（大法人）

(27年度改正後： 2/8→27 3/8→28 4/8)

⇒ 28年度改正後： →②8 5/8 * 中堅企業への影響に十分配慮（激変緩和）

○ 欠損金繰越控除の更なる見直し（大法人）

(27年度改正後：控除限度額 所得の80%→2765%→2865%→2950%→3050%)

⇒ 28年度改正後： ㊸ 60% → ㊹ 55% → ㊺ 50%

* 改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化する観点からの対応

企業のバランスシートの動向（2007→2022の比較）

- 企業規模によらず、利益剰余金（内部留保）は増加。
- 規模が大きい企業ほど投資その他資産（M&Aによる株式等）が増加している一方で、現預金の増加率も高い。
- 中小企業の現預金はゼロゼロ融資の影響がないコロナ以前（2019年まで）も増加。
- いずれも有形無形資産の伸び率は現預金の伸び率に比べて低い水準。

※単位は全て兆円 (年度)	超大企業 (資本金10億円以上)			大企業 (資本金1億円以上 10億円未満)			中小企業 (資本金1億円未満)			変化① (2007 →2019)	変化② (2007 →2022)
	2007	2022	変化	2007	2022	変化	2007	2019	2022		
負債・純資産											
利益剰余金	136	280	+145 [+107%]	36	86	+50 [+139%]	98	167	188	+69 [+70%]	+91 [+93%]
短期借入金	61	105	+44 [+72%]	24	27	+4 [+15%]	78	75	68	▲3 [▲4%]	▲10 [▲12%]
長期借入金	81	152	+72 [+89%]	20	36	+16 [+79%]	146	167	206	+21 [+14%]	+60 [+41%]
資産											
現預金	31	82	+50 [+159%]	18	41	+23 [+132%]	86	123	173	+36 [+42%]	+87 [+100%]
有形無形固定 資産	221	239	+18 [+8%]	54	75	+21 [+39%]	197	218	233	+20 [+10%]	+36 [+18%]
投資その他資産	180	452	+273 [+152%]	20	45	+25 [+126%]	51	112	106	+61 [+120%]	+55 [+109%]

(注) 金融業・保険業を除く全産業。

(出所) 財務省「法人企業統計」

内閣府「日本経済レポート（2023年度）」（抜粋）

- 1990 年代後半以降、有形固定資産の比率が低下するのとほぼ時期を同じくして投資有価証券の比率が上昇傾向で推移しており、2010 年代後半には両者の比率が逆転するに至っている。このことは、過去四半世紀ほどの期間において、企業部門は、国内での設備投資を抑制する一方で、より市場の拡大が見込まれる海外において、現地法人の設立やM & A 等による生産・販売拠点の拡大に積極的に取り組んできたことを示している。企業規模別にみると、こうした動きは主として大・中堅企業において顕著であり、海外向け投資の拡大が、配当金を通じた営業外収益の増加という形で、経常利益を支えてきた面がある。
- また、総資産に対する現金・預金の比率についても、2000 年代半ばから上昇に転じている。企業規模別にみると、大・中堅企業においても緩やかに増加しているが、特に、1990 年代後半以降の中小企業における現金・預金の蓄積が著しいことがわかる。規模が小さく経営資源に制約がある中小企業では、一般的に、大・中堅企業に比べて海外展開が難しく、したがって、投資有価証券よりは現金・預金での蓄積が進んだものと考えられる。こうした現金・預金の蓄積により、企業の短期的な支払能力を計る尺度である手元流動性も2000 年代半ば以降上昇している。収益の増加に比して賃金や国内向け投資を抑制してきた結果であるほか、リーマンショックやコロナ禍によって売上が急減するなど経済的な危機を経験する中で、手元流動性を多く確保しておくといった企業行動も表れていると考えられる。
- このように、企業は自己資本の増加を通じて財務基盤を強化する中で、資金の運用面では、海外投資（投資有価証券の増加）と現金・預金を拡大させる一方、国内向け設備投資（土地を除く有形固定資産）は総じて抑制してきた。

国際課税に関するOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」二本の柱について

- 市場国に物理的拠点（PE：Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業の増加
 - 現在の国際課税原則「PEなくして課税なし」の下で、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
 - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。



- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」（現在は145か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年10月、二本の柱による解決策に合意。
- 2023年7月、交渉成果をアウトカム・ステートメントとして公表（140か国・地域が合意）。

現在の状況

- 「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）
 - 「第1の柱」の多数国間条約案文を公表。（2023年10月）
 - 2024年6月末までの署名を予定。（2023年12月）
- 「第2の柱」（グローバル・ミニマム課税）
 - 国内法での対応が求められており、各国において法制化が進行中。
 - 日本においては、所得合算ルール（IIR）を法制化済。軽減課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）についても順次法制化を予定。

第2の柱（グローバル・ミニマム課税）について

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,200億円）以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。

令和5年度改正にて創設

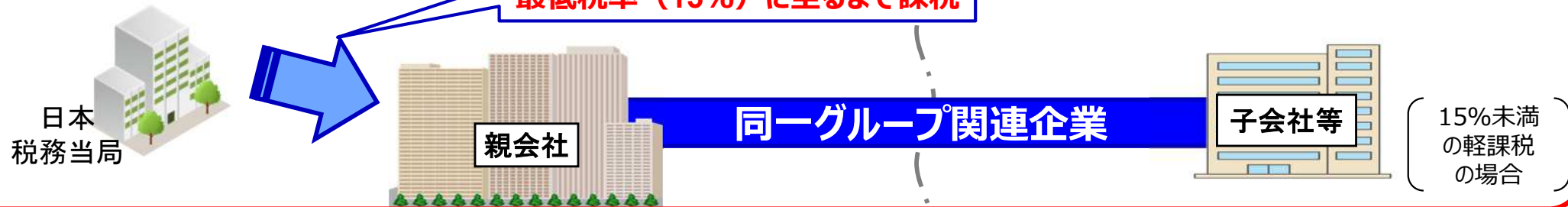
※ 令和6年度改正では、OECDによるガイダンスや国際的な議論等を踏まえた制度の明確化等の観点からの見直し

《日本（通常の税率）》

《X国》

所得合算ルール（IIR）

子会社等の税負担が
最低税率（15%）に至るまで課税



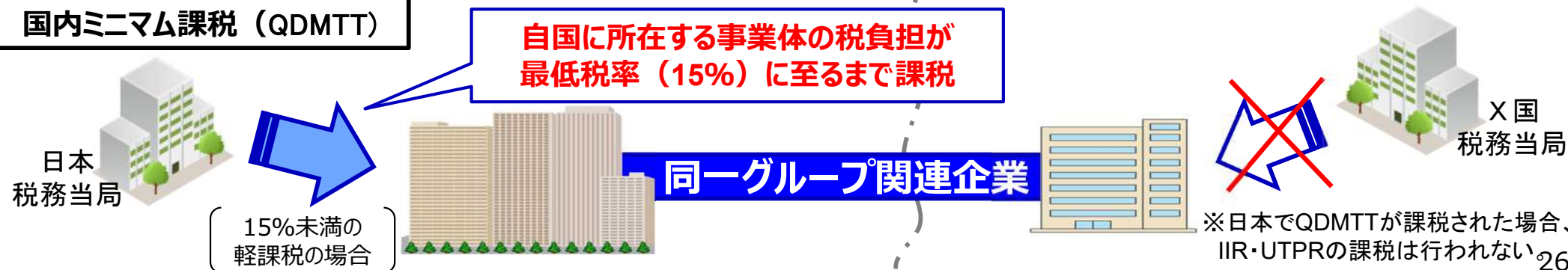
軽課税所得ルール（UTPR）

親会社等の税負担が
最低税率（15%）に至るまで課税



国内ミニマム課税（QDMTT）

自国に所在する事業体の税負担が
最低税率（15%）に至るまで課税



これまでの法人税制における対応①

25年度
改正

○ 設備投資や賃金引上げを促進するための思い切った政策税制

- 「生産等設備投資促進税制」の創設（→^{②7}廃止）
- 「研究開発税制（総額型）」の拡充
- 「所得拡大促進税制」の創設 など

26年度
改正

○ 復興特別法人税の1年前倒し廃止 <法人実効税率> 従前37.00%→^{②6}34.62%

○ 設備投資や賃金引上げを促進するための思い切った政策税制

- 「生産性向上設備投資促進税制」の創設（→^{②8}縮減・^{②9}廃止（^{②8}改正））
- 「研究開発税制（増加型）」の拡充
- 「所得拡大促進税制」の拡充 など

27年度
改正

○ 成長志向の法人税改革：初年度 <法人実効税率> ^{②6}34.62%→^{②7}32.11%（→^{②8}31.33%）

<課税ベースの拡大等>

- 欠損金繰越控除の見直し（大法人）
- 受取配当等益金不算入の見直し
- 法人事業税の外形標準課税の拡大（大法人）
- 租税特別措置の見直し（「研究開発税制（総額型）」の重点化、「生産等設備投資促進税制」の廃止など）

<賃金引上げへの配慮>

- ^{②7}・^{②8}の2年間の先行減税
- 「所得拡大促進税制」の拡充
- 地方版「所得拡大促進税制」の創設（法人事業税）

28年度
改正

○ 成長志向の法人税改革：2年目 <法人実効税率> ^{②7}32.11%→^{②8}29.97%（→^{③0}29.74%）

<課税ベースの拡大等>

- 租税特別措置の見直し（「生産性向上設備投資促進税制」の見直し（→^{②8}縮減・^{②9}廃止））
- 減価償却の見直し（建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化）
- 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（大法人） ※中堅企業への影響に十分配慮（激変緩和）
- 欠損金繰越控除の更なる見直し（大法人） ※改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化

これまでの法人税制における対応②

29年度
改正

○ 研究開発投資や賃金引上げを促進、中堅・中小事業者を支援するための政策税制

- ― 「研究開発税制」の見直し（総額型の控除率の見直し、増加型の廃止）
- ― 「地域未来投資促進税制」の創設

30年度
改正

○ 持続的な賃金引上げと生産性向上のための設備投資を後押しするための政策税制

- ― 「所得拡大促進税制」の改組（「大企業向け賃上げ及び投資の促進に係る税制」の創設）
- ― 「情報連携投資等の促進に係る税制」の創設（→②廃止）
- ― 租税特別措置の適用要件の見直し（大企業の研究開発税制等の不適用措置）

元年度
改正

○ イノベーションの促進、中堅・中小事業者を支援するための政策税制

- ― 「研究開発税制」の見直し（OI型の拡充、総額型の控除率の見直し等、高水準型を総額型に統合）
- ― 「中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置」の創設

2年度
改正

○ イノベーション強化に向けた取組を後押し等するための政策税制

- ― 「オープンイノベーションの促進に係る税制」の創設（新規出資を対象）
- ― 「5G導入促進税制」の創設

○ 連結納税制度の見直し（グループ通算制度への移行）

コロナ
経済
対策

○ 厳しい状況に置かれている納税者に対する緊急に必要な税制上の措置

- ― 中堅企業（資本金1億円超10億円以下の法人）に対する欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ― テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（中小企業経営強化税制に新たな類型を追加）

これまでの法人税制における対応③

3年度 改正

○ ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るための政策税制

- 「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」の創設
- 「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」の創設
- 「研究開発税制」の見直し（一般型（旧称：総額型）の控除上限の引上げ・控除率の見直し等）
- 「大企業向け賃上げ及び投資の促進に係る税制」の見直し（「人材確保等促進税制」への改組）
- 「繰越欠損金の控除上限の特例」の創設
- 事業再編を促す措置の創設（株式対価M & A、中小M & A）

4年度 改正

○ 成長と分配の好循環の実現に向けた政策税制①

- 賃上げに向けた税制措置の抜本的な強化（「賃上げ促進税制」への改組）
- 「5G導入促進税制」の見直し（対象設備の要件や税額控除率等）

5年度 改正

○ 成長と分配の好循環の実現に向けた政策税制②

- 「研究開発税制」の見直し（控除率の見直し、税額上限が変動する制度の導入）
- 企業による先導的人材投資の促進
- 「オープンイノベーション促進税制」の拡充（既存株の取得を追加）

6年度 改正

○ 構造的な賃上げの実現や生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進を図るための政策税制

- 「賃上げ促進税制」の強化（控除率の見直し、「中堅企業」向け措置の創設、中小企業向け措置の繰越控除制度の創設等）
- 「戦略分野国内生産促進税制」の創設
- 「イノベーションボックス税制」の創設

第2部 個別税目の現状と課題

IV. 法人課税

1. 法人税

（4）法人税制における今後の課題

③ 租税特別措置

（租税特別措置を設けるに当たっての基本的考え方）

法人税の租税特別措置は、一般的に、特定の者の負担を軽減することで、特定の政策目的を達成することを目指し、講じられています。

こうした政策税制は、租税の公平原則や中立原則の大きな例外となっています。例えば、減収額が最大である研究開発税制は、その恩恵を享受するのは全納税法人約109万社のうち1万社程度であり、業種別では適用額の80%が製造業（中でも輸送用機械、化学（製薬含む）、産業用電気機械）に集中し、サービス産業の適用は少なくなっています。

政策税制は、こうした租税原則の歪みを生じさせてなお、必要性や有効性があることが明確に認められるもののみに限定し、期限を区切って措置することが原則です。期限到来時には、必要性や有効性を検証の上、廃止を含めてゼロベースで見直す必要があります。

その際、企業の一つの目的が利益の最大化にあるとすれば、政策税制がなかったとしても利益をもたらす経済活動は自ずと行われるはずであり、そういったものを政策税制の対象とすることは、費用対効果の観点からは正当化されません。

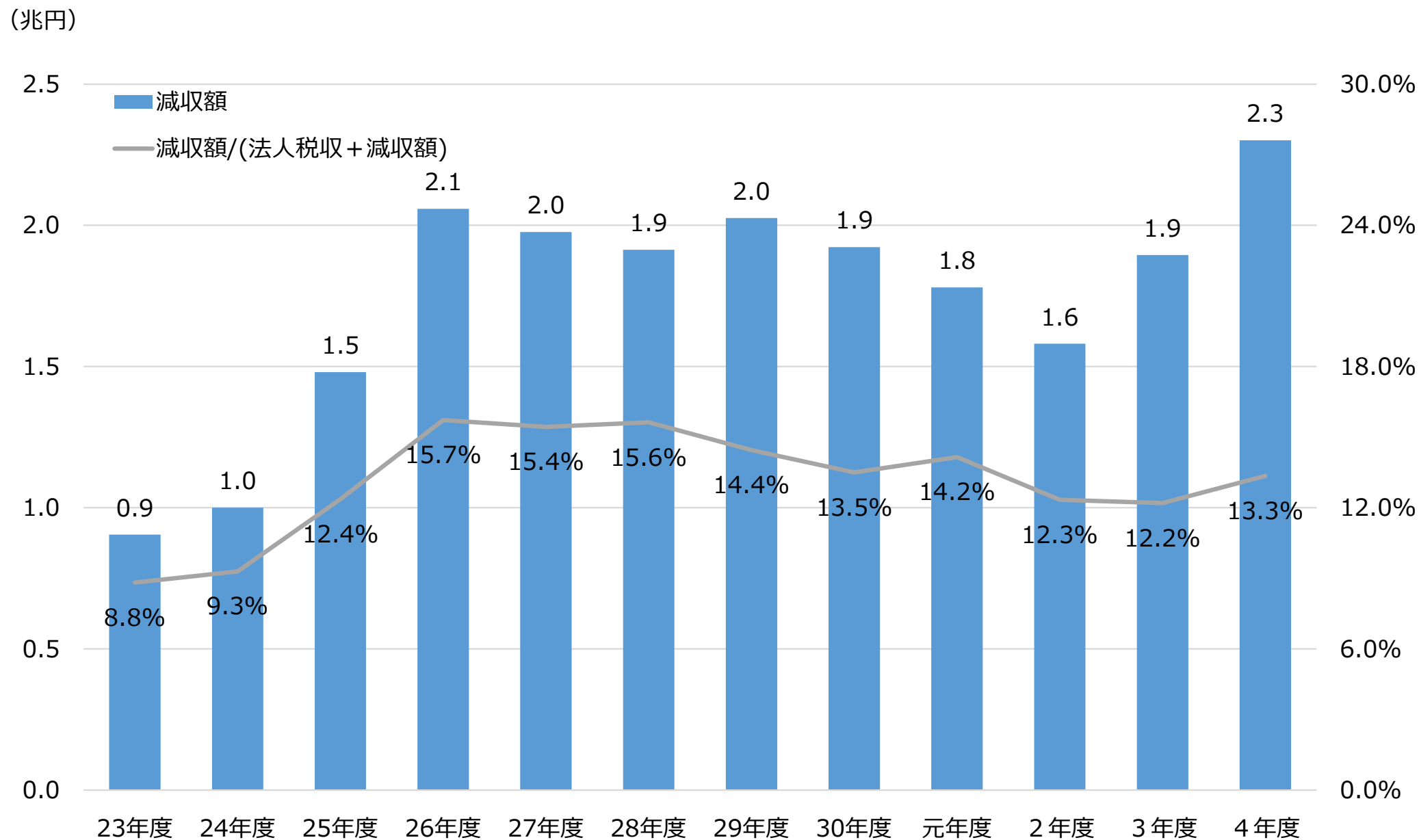
こうしたことを踏まえ、今一度、租税原則の原点に立ち返り、その要否を含め、租税特別措置のあり方を検討する必要があります。

（租税特別措置の効果検証とそれに基づく見直し）

措置された租税特別措置に関しては、E B P Mによる適切なデータを用いた効果検証を踏まえ、制度のあり方を不断に見直す必要があります。その際、当該措置が存在するために企業が特定の行動に踏み切ったと言える、いわゆる政策インセンティブ効果を従来にも増して厳格に立証する必要があり、政策インセンティブが機能していない措置については、廃止・縮減すべきです。このためには、検証のために必要なデータセットについて、政策税制の適用を受ける納税者の負担にも配慮しつつ充実を図る必要があります。

＜参考＞ 租特透明化法に基づき、各租税特別措置について、適用件数、適用額、業種別の適用状況等が調査・公表されていますが、これ自体は統計情報に過ぎず、租税特別措置の効果や評価そのものを示すものではありません。したがって、税制改正要望に際し、各省において適用実態調査も活用して、有効性・必要性などの分析を行う政策評価が重要となりますが、総務省の点検結果によると、分析・説明の程度が不十分なものが点検後においても一定数みられる状況となっています。

法人税関係租税特別措置による減収額の推移



(注) 減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算を行っている。

租税特別措置の適用実態（４年度適用実態調査）

1.研究開発税制

	適用件数			減収額		
	２年度	３年度	４年度	２年度	３年度	４年度
全 体	9,230件	9,707件	16,402件	5,053億円	6,527億円	7,636億円
① 一般試験研究費の額に係る税額控除	3,504件	3,556件	8,014件	4,737億円	6,120億円	7,255億円
② 中小企業技術基盤強化税制	5,164件	5,558件	5,636件	208億円	256億円	241億円
③ オープンイノベーション型	562件	593件	2,752件	108億円	151億円	141億円
大 法 人	2,761件	2,857件	4,947件	4,708億円	6,106億円	6,961億円
中小法人等	6,469件	6,850件	11,455件	344億円	421億円	675億円

・減収額上位１社、１０社

	２年度	３年度	４年度
上位１社	714億円（14.1%）	666億円（10.2%）	802億円（10.5%）
上位10社	1,587億円（31.4%）	1,890億円（29.0%）	1,889億円（24.7%）

・減収額上位３業種

	２年度	３年度	４年度
第１位	化学工業 949億円（18.8%）	化学工業 1,324億円（20.3%）	輸送用機械 1,553億円（20.3%）
第２位	輸送用機械 936億円（18.5%）	輸送用機械 1,133億円（17.4%）	化学工業 1,295億円（17.0%）
第３位	産業用電気機械 492億円（9.7%）	機 械 590億円（9.0%）	その他製造 847億円（11.1%）

2.賃上げ促進税制（人材確保等促進税制等）

		適用件数			減収額		
		2 年度	3 年度	4 年度	2 年度	3 年度	4 年度
全 体		99,355件	138,063件	215,294件	1,650億円	2,430億円	5,150億円
	大 法 人	1,114件	1,986件	4,116件	620億円	711億円	2,494億円
	中小法人等	98,241件	136,077件	211,178件	1,031億円	1,719億円	2,656億円

3. 中小企業投資促進税制等

・中小企業投資促進税制

		適用件数			減収額		
		2 年度	3 年度	4 年度	2 年度	3 年度	4 年度
全 体		49,060件	51,857件	50,593件	462億円	501億円	463 億円
	特別償却	22,894件	23,201件	21,339件	300億円	315億円	274 億円
	税額控除	26,166件	28,656件	29,254件	163億円	186億円	189 億円

・中小企業経営強化税制

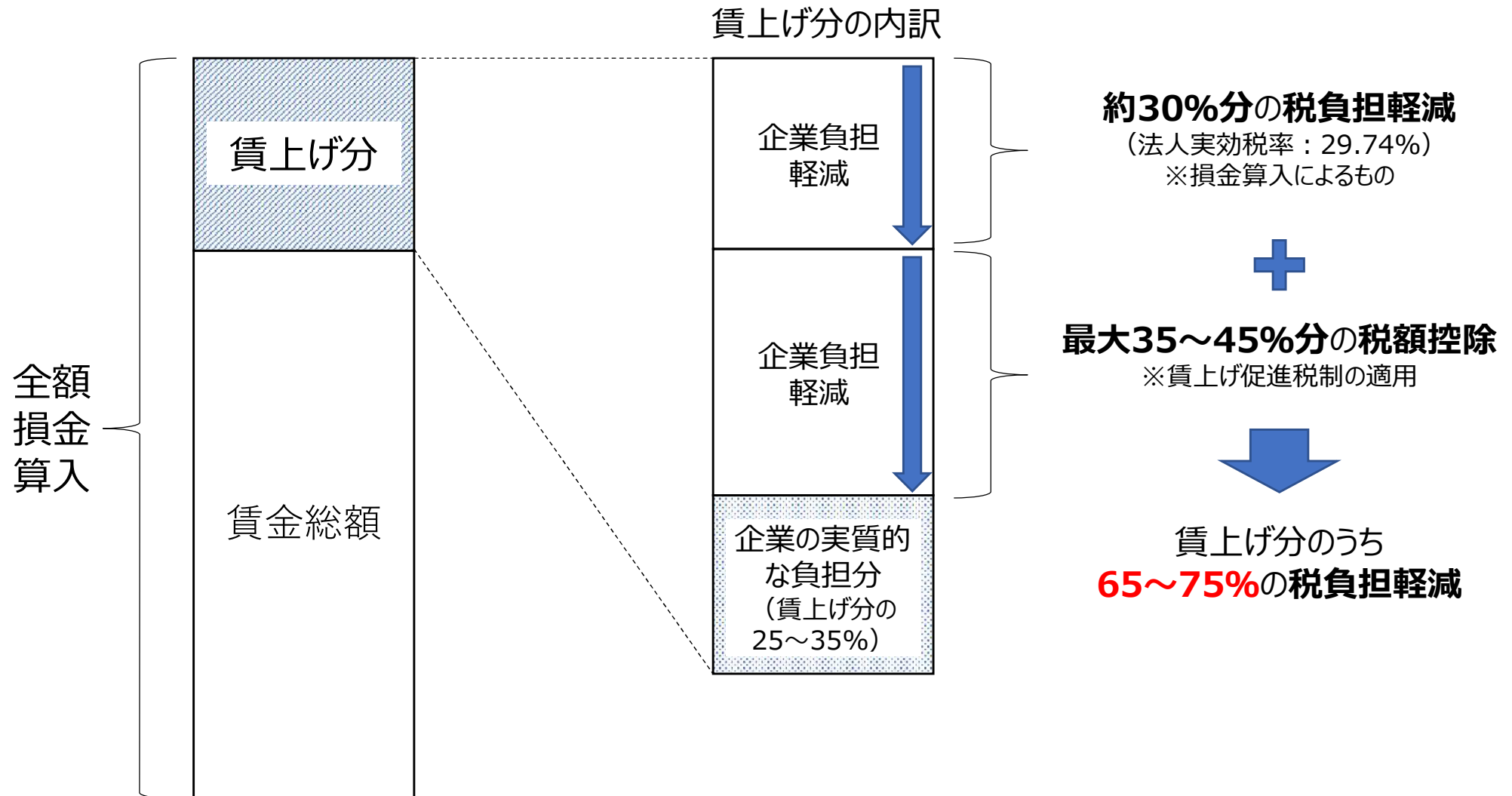
		適用件数			減収額		
		2 年度	3 年度	4 年度	2 年度	3 年度	4 年度
全 体		23,079件	23,919件	22,569件	768億円	914億円	893億円
	特別償却	15,742件	16,266件	14,973件	672億円	799億円	772億円
	税額控除	7,337件	7,653件	7,596件	96億円	115億円	120億円

（注 1） 減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算を行っている。

（注 2） 計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

(参考) 賃上げ促進税制の概要イメージ

- 企業の支払う賃金は（賃上げ分を含め）は全額損金算入されるため、黒字企業の場合、課税所得が減ることにより、賃上げ分の最大約30%分の税負担が軽減される。
- 加えて、賃上げ促進税制の適用によって賃上げ分の最大35～45%が税額控除されることにより、賃上げ分の65～75%につき、税負担の軽減がなされることになる。



賃上げ促進税制の適用実績等

<適用額実績>

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)
全体	▲2,430億円	▲5,150億円
大企業 (見直し前)	▲711億円	▲2,494億円
中小企業	▲1,719億円	▲2,656億円

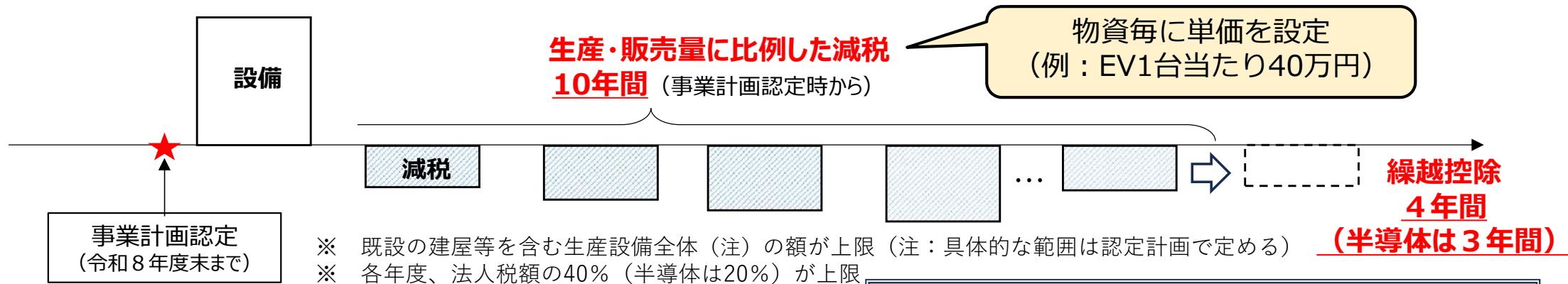
<令和6年度改正後（平年度）>

	改正後 (見込み)	改正増減収
全体	▲1.3兆円 程度	▲3,460億円 程度
大企業 (見直し後)	▲310億円 程度	▲0億円 程度
中堅企業	▲5,150億円 程度	▲250億円 程度
中小企業	▲7,290億円 程度	▲3,210億円 程度

*上記の中小企業には個人事業主分を含む。

(注) 令和6年度改正では、見直し前の大企業（資本金1億円超）のうち、従業員数2,000人超を見直し後の大企業、従業員数2,000人以下を中堅企業と区分。

- 民間として事業採算性に乗りにくい、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる **GX・DX・経済安全保障** の戦略分野における **国内投資を促進** するため、**生産・販売量に応じて減税** を行う戦略分野国内生産促進税制を創設。



＜対象物資・控除額＞

物資		単位あたり控除額※2
EV等・蓄電池※1	EV	40万円／1台
	FCV	40万円／1台
	軽EV・PHEV	20万円／1台
グリーンスチール		2万円／1トン
グリーンケミカル		5万円／1トン
SAF		30円／1リットル
半導体 マイコン、アナログ (パワー含む)		1.6万円／1枚 等

G X 関連の物資については、**G X 移行債** の発行収入 (エネ特) の一般会計繰入により減収額を補填。
➡ これにより、既存の税制と大きく異なる規模・期間等の措置を実現。

減税措置の実効性を高める措置

以下①～③の要件全てに該当する場合、当該年度について税額控除を適用しない (繰越控除を除く)。

- ① 所得金額：対前年度比で増加
- ② 継続雇用者給与等支給総額：対前年度増加率 **1%未満**
- ③ 国内設備投資額：当期の減価償却費の **4割以下**

※1 蓄電池に対する直接の措置は講じない (EVの中で対応)。

※2 競争力強化が見込まれる後半年度においては、控除額を段階的に引き下げる (8年目：75%、9年目：50%、10年目：25%)。

※3 半導体以外の物資は、G X 移行債の発行収入の一般会計繰入により減収額を補填。

- 研究開発拠点としての立地競争力強化のため、**国内で自ら研究開発した知的財産権**から生じる一定の所得について、所得控除を行う。

- 対象知的財産 : **特許権、AI関連のプログラムの著作権** (令和6年4月1日以降に取得したもの)
- 対象所得 : **譲渡所得、ライセンス所得** (海外への譲渡に伴う譲渡所得及び関連者からの所得を除く)
- 所得控除率 : **30%**
- 措置期間 : **7年間** (令和7年4月1日施行)

➡ イノベーションボックス税制の創設は、**G7ではフランス(2001年)、イギリス(2013年)に次ぐ3番目**であり、海外に遜色ない制度で**無形資産投資**を後押ししていく。

■ : 課税所得全体 □ : イノベーションボックス税制対象所得

対象所得について、
法人税率約**7%引下げ**相当の税制優遇
法人実効税率 : 29.74% → 20.82%

通常の法人税率

特許権等

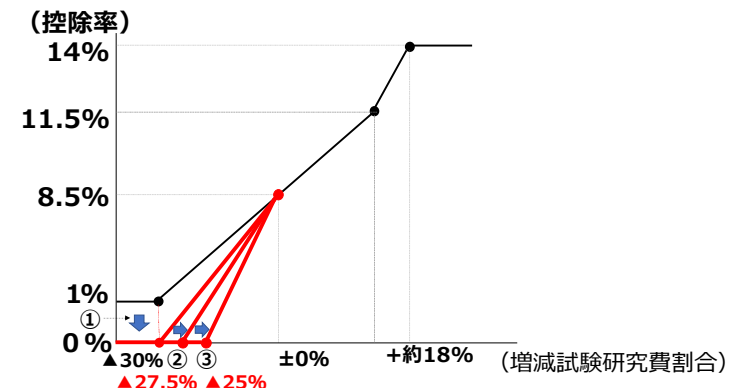
譲渡所得

ライセンス所得

所得控除
30%圧縮

減税措置の実効性を高める「メリハリ付け」

研究開発税制について、研究開発費が減少している場合の控除率を段階的に引下げ (①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施)。



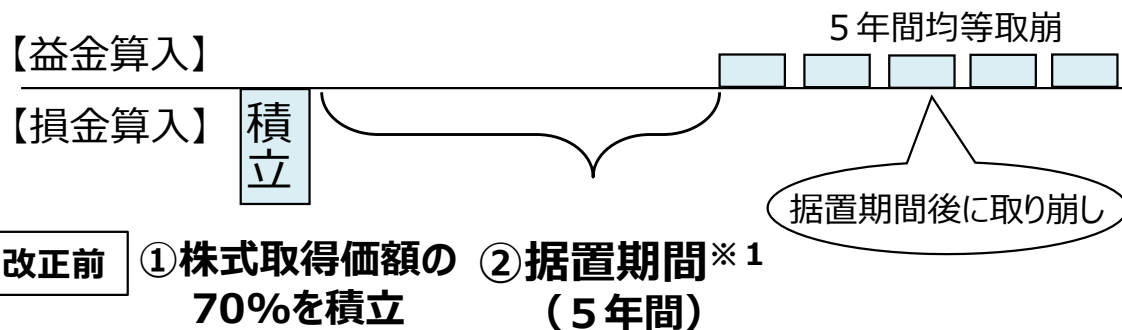
中小法人課税（概要）

<中小法人（資本金 1 億円以下）向けの税制>

1. 軽減税率	所得 8 0 0 万円以下の部分について、税率 1 9 %。さらに、時限的に税率 1 5 %（租特法）
2. 貸倒引当金	貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可
3. 欠損金関係	① 欠損金繰越控除について、所得金額の 1 0 0 %まで損金算入可 ② 欠損金繰戻還付（1 年間）が可
4. 留保金課税	特定同族会社に対して課される留保金課税の適用除外
5. 租税特別措置	① 研究開発税制：一般型の税額控除率 ② 中小企業における賃上げ促進税制（旧称：所得拡大促進税制） ③ 中小企業投資促進税制 ④ 中小企業経営強化税制 ⑤ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 ⑥ 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度（BCP） ⑦ 中小企業事業再編投資損失準備金制度 ⑧ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

- 改正前は、M & Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、株式譲渡によるM & Aを行う場合に、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積立てたときは、当該積立金額を損金算入可能とするもの。
- 今般、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、複数回のM & Aを実施する場合には、積立率を改正前の70%から、2回目には90%、3回目以降は100%に拡充し、据置期間を改正前の5年から10年に延長する措置を講ずることとする。これにより、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保する。

<改正後（計画の認定期限：令和9年3月31日まで延長）>



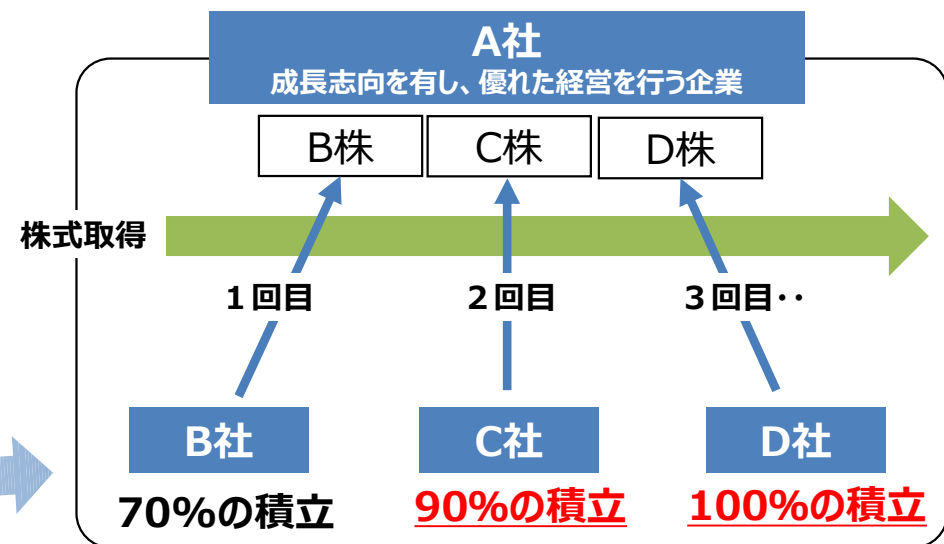
新措置追加※2

①複数回のM & Aの場合、段階的に積立率の拡大

②10年間に長期化

イメージ

<グループ化に向けた複数回のM&A>



グループ一体での成長を実現

中小

中堅

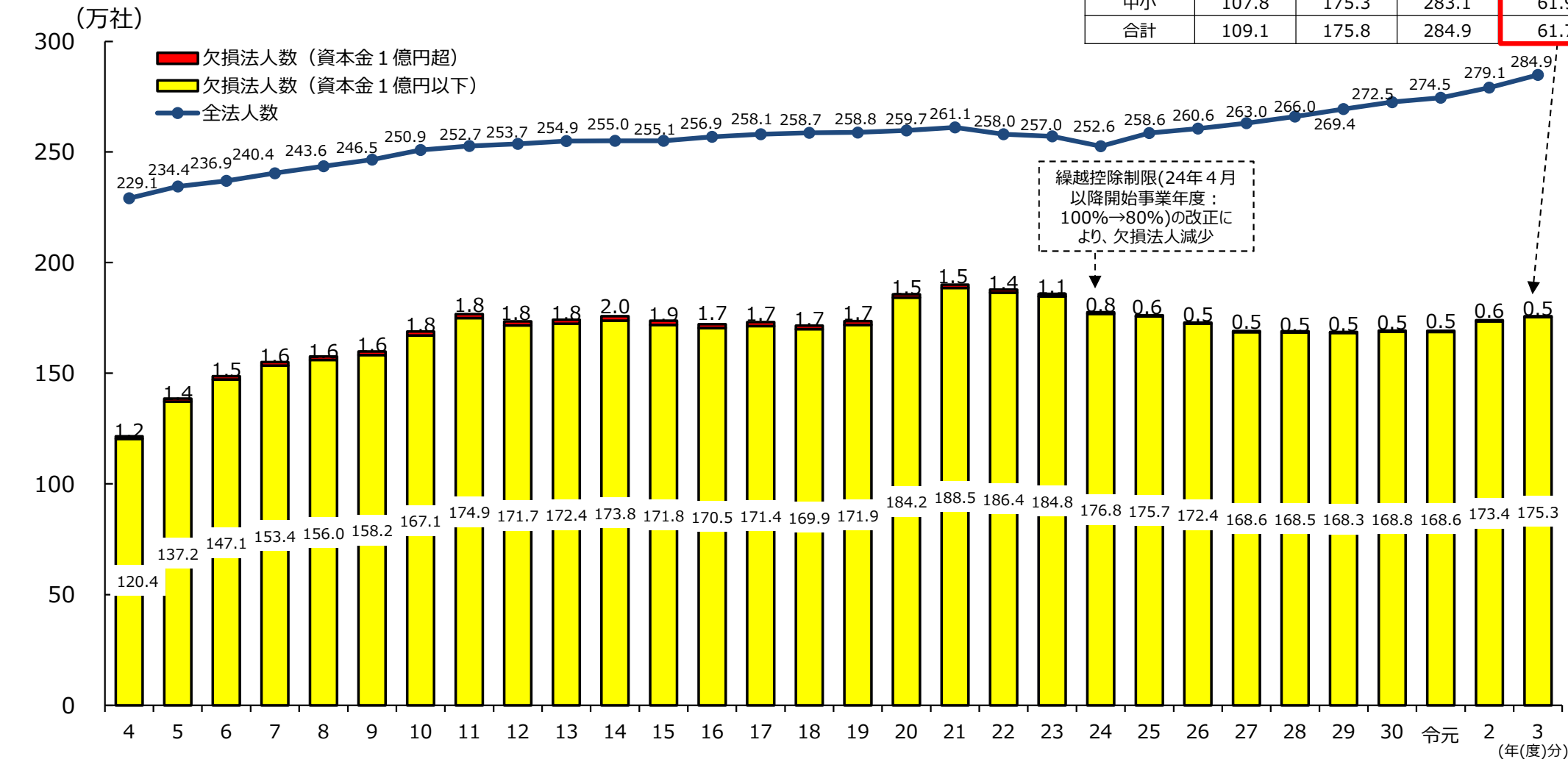
大企業

※ 1 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。

※ 2 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。

法人数及び欠損法人数

令和3年度	利益計上 (万社)	欠損 (万社)	合計 (万社)	欠損法人 割合(%)
大	1.3	0.5	1.8	25.8
中小	107.8	175.3	283.1	61.9
合計	109.1	175.8	284.9	61.7



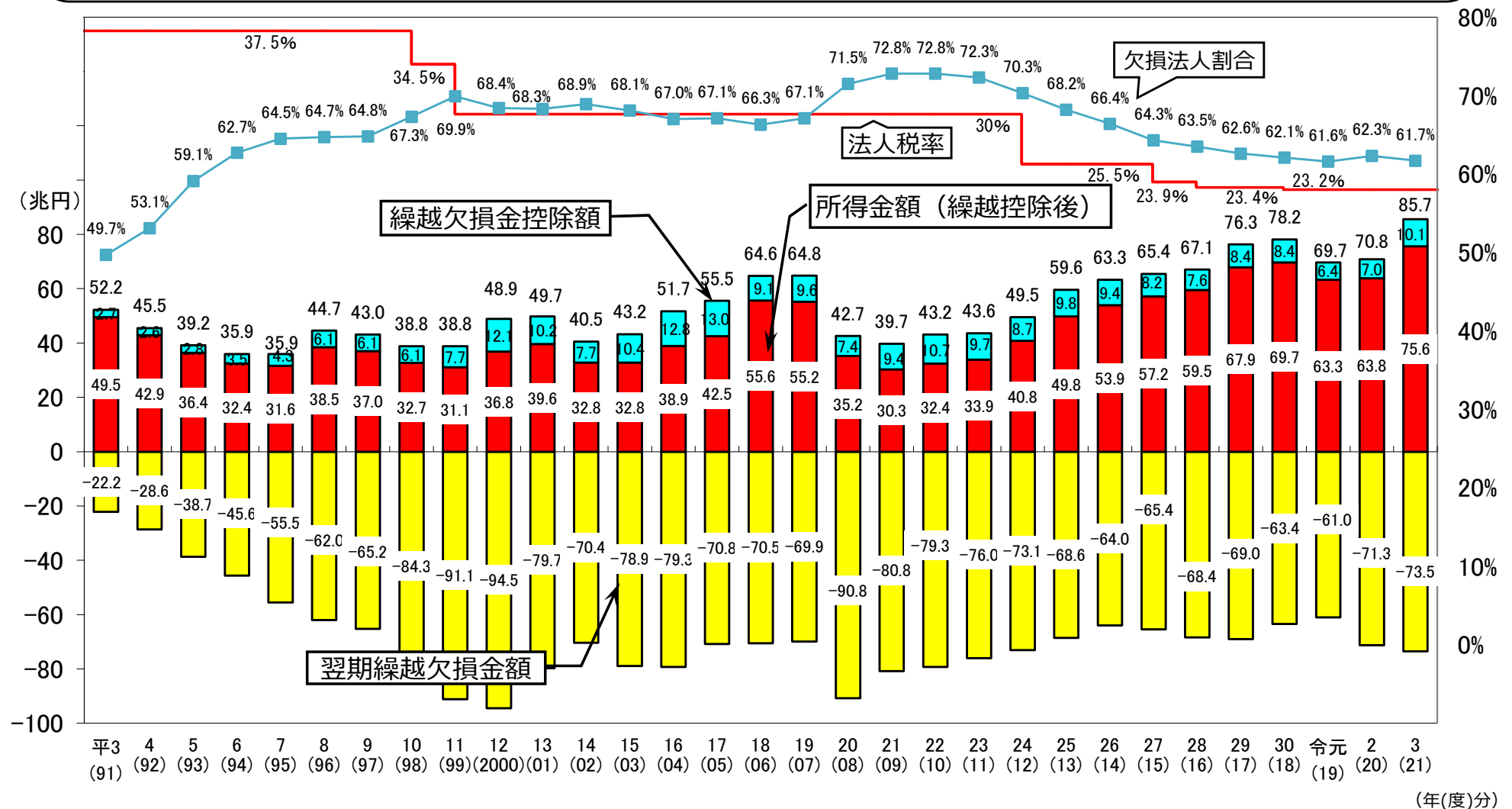
欠損法人割合	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
大企業	38.1	42.4	45.8	46.2	45.6	44.6	47.6	49.0	47.4	47.2	49.8	48.7	45.9	45.5	42.7	43.5	51.3	53.6	50.0	47.1	34.6	24.8	24.6	23.5	23.3	23.0	24.4	27.2	30.1	25.8
中小企業	53.3	59.3	63.0	64.7	65.0	65.1	67.6	70.2	68.7	68.7	69.2	68.4	67.4	67.4	66.7	67.4	71.7	73.0	73.0	72.6	70.6	68.6	66.7	64.6	63.8	62.9	62.4	61.8	62.6	61.9

(注) 1. 国税庁「会社標本調査」による。
2. 平成17年分以前は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。
3. 平成19年度以前は、資本金1億円未満・1億円以上で集計している。
4. 平成25年度以前は、連結法人は資本金1億円超（以上）に該当するものとして、平成26年度以降は資本金階級別に集計している。

(単位：%)

所得金額と繰越欠損金額の推移

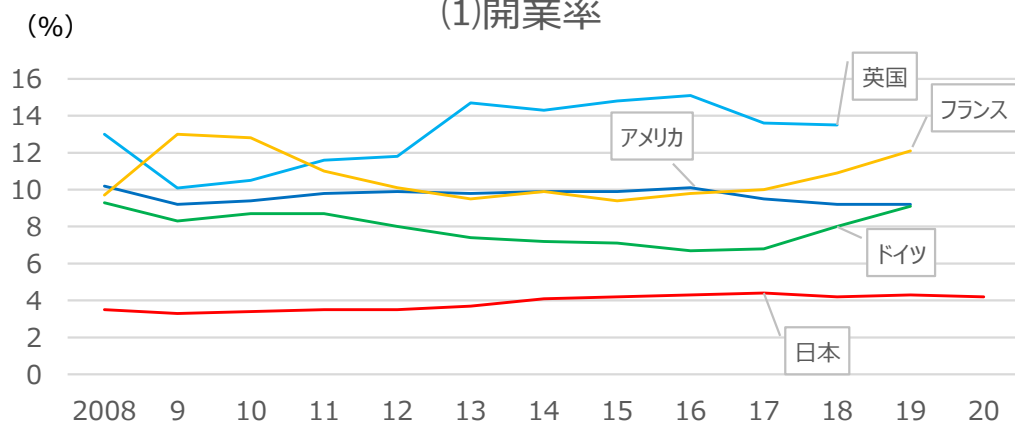
- 欠損法人割合は平成10年度以降60%台後半で推移。リーマンショック後は70%超で推移していたが、平成25年度から令和3年度まで60%台で推移。
- 毎年7兆円前後が所得から控除されている。累積欠損金額は令和3年度末で74兆円。



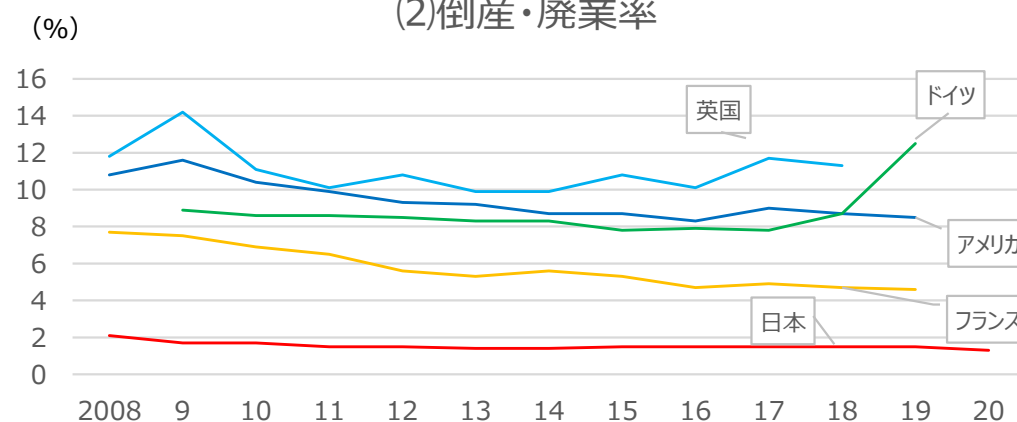
(備考) 平成17年分以前は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。
 (出所) 「会社標本調査」(国税庁)

開廃業率の国際比較

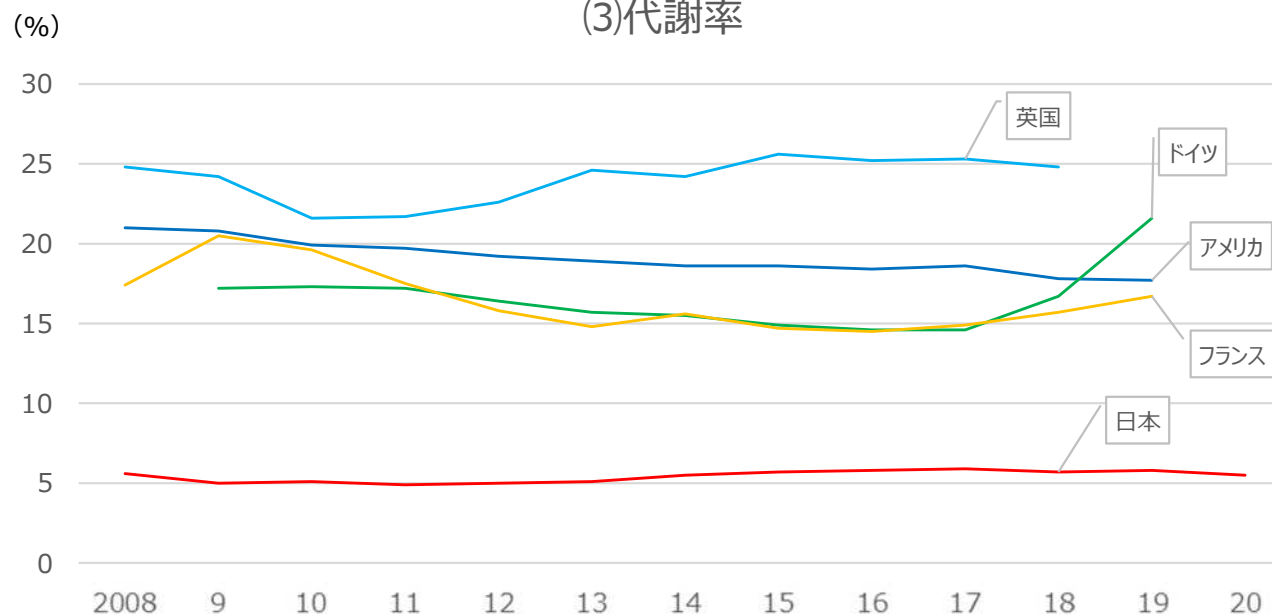
(1)開業率



(2)倒産・廃業率



(3)代謝率



(注1) 開業率/倒産・廃業率は当年度に開業/倒産・廃業した事業所数を、当年度の事業所数で除したもの（アメリカのみ当年度および前年度の事業所数の平均値で除したもの）。代謝率は、開業率と廃業率の和。

(注2) 法務省「登記統計」、国税庁「統計年報」、United States Census「Business Dynamic Statistics」、eurostat「Structural business statistics」により作成

(出典) 内閣府「令和4年度 年次経済財政報告」